

板橋区子ども家庭総合支援センター（児童相談所）の開設について

1 基本方針とめざす姿

子ども家庭支援センターが担っていた「市区町村子ども家庭総合支援拠点」と、東京都が担っていた「児童相談所」の二つの機能を併せ持つことで、様々な相談・通告等に対して、「支援」から「介入」に至るまで、関係機関との緊密な連携のもと、迅速かつ適切に対応できる体制の構築が可能となります。

また、必要な支援等を受けられていない子どもや家庭に対する積極的なアウトリーチにより、様々な困り事を抱える子ども・家庭の支援ニーズを早期に把握し、児童虐待等の未然防止や予防を着実に推進します。こうした取組により、子ども・家庭、地域の総合支援拠点として、関係機関とともに、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の保障に努めます。

めざす姿

すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する
子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点

2 開設時期

総合支援センターの開設時期は、令和4年4月1日とします。

開設時は、子ども家庭支援センターの機能を移転のうえ継続し、令和4年7月に児童相談所業務を開始します。

3 所在地

板橋区本町24番17号

【地上3階建（敷地面積 2,913.20㎡ 延床面積 3,477.46㎡）】



外 観



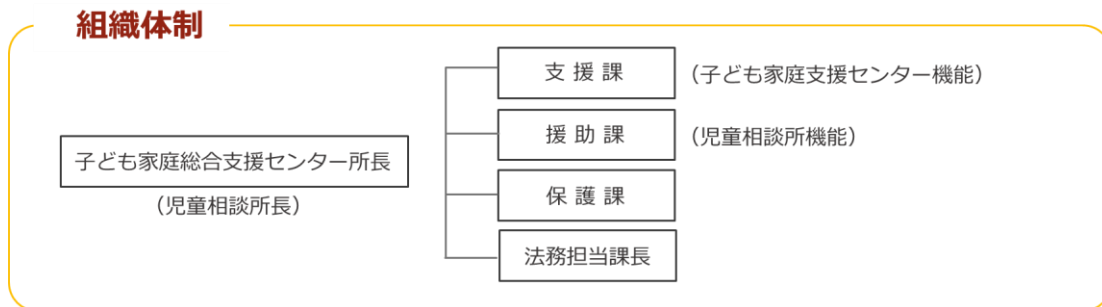
相談室



赤ちゃんの駅

4 組織体制

子どもに関する相談を幅広く受け付ける「支援課」、虐待通告に係る対応等を担う「援助課」、24時間365日保護児童の生活を見守る「保護課」の3課体制に加え、総合支援センターにおける法務を担当する「法務担当課長」を設置します。



5 板橋区の実施の主な特色

(1) 相談・通告窓口の明確化

○区民からの相談・通告窓口は「支援課」、関係機関からの相談・通告窓口は「援助課」とすることで、相談・通告内容や主訴によらず、迅速に受付し初期対応へ繋がります。

(2) 「子ども家庭支援センター機能」と「児童相談所機能」の関係

- 「支援課」(子ども家庭支援センター機能)は、家庭、関係機関等への積極的なアウトリーチや支援的役割を、「援助課」(児童相談所機能)は、児童虐待等への介入的役割を担います。
- 「支援課」「援助課」それぞれで受付したすべての相談・通告について、両課で緊急受理会議等を開催し、担当や初動対応を決定します。
- 援助方針会議は「支援課」「援助課」、必要に応じて「保護課」の職員も出席し、支援的視点・介入的視点の両面から協議のうえ、援助方針を決定します。

(3) 「本庁機能」の設置

○児童福祉審議会や、児童養護施設等の措置費に関する事務、子どもの権利擁護等を「本庁機能」として、子ども家庭部内に設置し、事務の効率化や適切な事務執行のための体制を構築します。

(4) 「法務担当課長」の設置

○常勤弁護士を任期付採用職員として配置し、児童福祉法第28条等の申立や司法対応が必要なケースに、迅速かつ的確に対応できる体制を構築します。

(5) 一時保護所における子どもの権利擁護の取組

- 一時保護所(定員30名)は、学齢男子・女子のユニット(定員6名)を各2つずつ、未就学児のユニット(定員6名)を1つと小規模ユニット化し、より家庭的な生活環境を提供します。
- 一時保護所において、子ども会議やアンケートの実施、アドボケイトの訪問等により、子どもの意見表明の機会を確保します。
- 子どもの権利擁護の取組について、令和5年度以降、第三者評価を導入し、更なる質的向上をめざします。